

職員の給与に関する報告及び勧告

令和6年9月

札幌市人事委員会

報 告

地方公務員法に基づく人事委員会の給与勧告制度は、公務員が憲法で保障された労働基本権の制約を受けていることへの代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

勧告に当たっては、経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与について調査を行い、公民の給与を精確に比較したうえで、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させることを基本としている。

本委員会は、昨年 の 給与勧告後も引き続き、第三者機関として公正かつ中立な立場に立って、職員給与及び民間給与の実態その他職員の給与決定に関する諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 職員給与の状況

本委員会は、本市職員（単純な労務に従事する職員、企業職員及び会計年度任用職員を除く。以下同じ。）の本年4月における給与の支給状況を把握するため、「令和6年札幌市職員給与実態調査」を実施した。

本市職員は、従事する職務の種類に応じて、行政職、消防職、医師職等の5種6給料表の適用を受けており、これらの職員の給与等の概要は、第1表に示すとおりである。（参考資料 1 職員給与関係資料 参照）

第1表 本市職員の給与等の概要

項 目		本 市 職 員	
		本 市 職 員	行 政 職
職 員 数		16,928 人	8,029 人
平 均 年 齢		40.0 歳	39.4 歳
平均勤続年数		15.6 年	15.5 年
平均 給与 月額	給 料	328,930 円	305,775 円
	扶養手当	8,697 円	8,114 円
	地域手当	10,545 円	9,784 円
	住居手当	8,087 円	8,830 円
	管理職手当	6,769 円	7,922 円
	そ の 他	7,012 円	6,633 円
	合 計	370,040 円	347,058 円

- (注) 1 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び特定任期付職員給料表適用職員は含まれていない。
 2 平均給与月額のおの他とは、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当及び寒冷地手当の合計である。
 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、札幌市職員給与条例附則第10項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、職員数や平均給与月額等は、同項により給料月額が決定される職員を除いて算出している。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較を行うため、人事院、北海道人事委員会等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内民間事業所 778 事業所のうちから層化無作為抽出法によって抽出した 156 事業所を対象に「令和 6 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる 76 職種の職務に従事する者について、給与改定や賃金カット等の状況にかかわらず、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を調査するとともに、給与改定の状況等を調査している。また、昨年 8 月から本年 7 月までの賞与等の特別給の支給状況についても調査している。

(2) 給与改定の状況

市内民間事業所における給与改定の状況を調査した結果は、第 2 表に示すとおりである。係員についてベースアップを実施した事業所の割合は 58.1%（昨年 44.0%）となっており、昨年に比べて 14.1 ポイント増加している。

また、定期昇給の実施状況を調査した結果は、第 3 表に示すとおりである。係員について定期昇給を実施した事業所の割合は 87.7%（昨年 80.3%）となっている。昇給額については、昨年より増額となっている事業所の割合は 32.6%（昨年 28.8%）となっており、昨年に比べて 3.8 ポイント増加している。

（参考資料 2 民間給与関係資料 参照）

第 2 表 民間における給与改定の実施状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	58.1 (44.0)	0.9 (3.8)	0.0 (0.8)	41.0 (51.4)
課 長 級	47.7 (35.8)	0.9 (5.0)	0.0 (0.0)	51.4 (59.3)

- (注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
2 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、割合の合計が 100 にならない場合がある（次表において同じ。）。
3 () 内は、昨年の数値である（次表において同じ。）。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止		定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	87.7 (80.3)	87.7 (80.3)	32.6 (28.8)	0.0 (0.8)	55.1 (50.7)	0.0 (0.0)	12.3 (19.7)
課 長 級	77.5 (72.8)	77.5 (72.8)	24.8 (20.3)	0.3 (0.9)	52.3 (51.6)	0.0 (0.0)	22.5 (27.2)

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員給与と民間給与との比較

本委員会の給与勧告に当たっては、前記の「札幌市職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較を行っており、その概要は次のとおりである。

(1) 月例給

本年の民間の賃金の改定動向をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は昨年に引き続き大幅に増加し、かつ、ベースアップを中止した事業所の割合は減少している。また、定期昇給を実施した事業所及び定期昇給額が増額となった事業所の割合はともに昨年に比べて増加している。

このような情勢のもと、職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び札幌市職員給与条例附則第10項により給料月額が決定される職員を除く。）にあっては一般行政職員（一般事務・技術職員）、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の者の給与について、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢の給与決定要素を同じくすると認められる者同士を比較し、その較差を総合する方法により公民較差を算出した。

その結果、本年4月現在における民間給与及び職員給与は、第4表に示すとおりであり、民間給与が職員給与を10,133円（2.86%）上回っていることが認められた。

第4表 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差(A)-(B)
363,892円	353,759円	10,133円（2.86%）

(注) 民間従業員、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において市内民間事業所で支払われ

た賞与等の特別給は、第5表に示すとおり所定内給与月額の4.59月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の現行の平均年間支給月数を上回っている。

第5表 民間における特別給の支給状況

所定内給与月額	下半期 (A1)	374,888 円
	上半期 (A2)	366,739 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	812,717 円
	上半期 (B2)	887,696 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.17 月分
	上半期 (B2/A2)	2.42 月分
	計	4.59 月分
(参考) 職員の期末・勤勉手当の平均年間支給月数		4.50 月分

(注) 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 国家公務員給与との比較

総務省の「令和5年地方公務員給与実態調査」によると、令和5年4月における国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額とこれに相当する本市職員の給料月額を、学歴別、経験年数別に区分した国家公務員の職員構成を用いて比較し、国家公務員を100として算出したラスパイレス指数は、99.4となっている。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月と比べて、全国では2.5%、札幌市では3.0%上昇している。

また、同局の家計調査における本年4月の2人以上の世帯の平均消費支出は、札幌市では313,787円(世帯人員平均2.72人、世帯主年齢平均60.1歳)となっている。

(参考資料 3 労働経済関係資料 参照)

6 人事院勧告・報告の要旨

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等について勧告・報告を行った。その概要は次のとおりである。

人事院の給与勧告

令和6年 人事院勧告・報告の概要

■ 人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ

多様で有為な人材の確保

職員の成長支援と
組織パフォーマンス向上

Well-beingの実現
に向けた環境整備

給与制度のアップデート – 現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換 –

【措置内容の例】

- 初任給を大幅引上げ。管理職は職責重視の体系に刷新
- 地域手当を都道府県単位の広域化
- 通勤手当の上限を月15万円に引上げ。新幹線通勤の要件緩和
- 配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る手当を増額

- 一般職試験にも「教養区分」を導入【令和7年目途】
- 総合職試験「教養区分」の年2回実施【令和8年目途】
- CBT(オンライン試験)の段階的導入【令和9年目途】

- キャリア形成支援のための取組をまとめたガイド作成
- 国内外の大学院への派遣を拡充
- キャリア形成を支援する人事管理のための府省共通システムの設計

- 育児時間の取得パターンの多様化、子の看護休暇の対象を小3まで拡大
- 超過勤務縮減に向け、各種アンケートを踏まえた関係各方面への協力依頼
- 勤務間のインターバル確保状況の実態把握・各省ヒアリングなど取組を推進
- 兼業制度の見直しの検討

+

人事行政諮問会議
中間報告を
踏まえた取組

- 職員の判断のよりどころとなり、国民の信頼を得るための行動規範の検討
- 職務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要な施策等の検討
(在級期間に係る制度・運用の見直しの検討、官民給与の比較を行う際の企業規模の検討など)

令和6年 人事院勧告・報告の概要

■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給
【本年4月分の民間給与を調査して官民比較】
【令和6年4月実施】

- 官民較差: 11,183円(2.76%)
- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ 給与制度のアップデートの先行実施
 - 【総合職(大卒)】 230,000円(+14.6%[+29,300円])
 - 【一般職(大卒)】 220,000円(+12.1%[+23,800円])
 - 【一般職(高卒)】 188,000円(+12.8%[+21,400円])
- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
 - ※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定
 - 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
 - ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス
【直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較】
【令和6年4月実施】

- 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当
【手金額改定:令和6年4月実施、支給地域改定:令和7年4月実施】

- 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

■ 給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給	初任給・若年層の水準を大幅引上げ 係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
地域手当	都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置) 異動保障を3年間に延長
通勤手当等	支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
扶養手当	配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
ボーナス	成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
その他手当	管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大 再任用職員の手当拡大(住居手当、特勤勤務手当、寒冷地手当等)

■ 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
 - ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
 - ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

7 むすび

(1) 給与の改定

本市職員の給与の実態、給与決定の基礎的な諸条件として地方公務員法に定める民間給与の実態及び生計費等の状況並びに人事院勧告の概要は、先に述べたとおりである。

また、前述のとおり、職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与について比較を行った結果、月例給では、本年4月現在で民間給与が職員給与を10,133円(2.86%)上回っており、特別給では、民間の年間支給割合が職員の期末手当及び勤勉手当の現行の平均年間支給月数を上回っていることが認められた。

本委員会では、このような情勢を総合的に勘案した結果、本市職員の給与について、以下のとおり措置する必要があると考える。なお、これにより職員の平均年間給与は約19.8万円増加することとなる。

ア 月例給

公民較差等を考慮し、基本的な給与である給料等を引き上げる必要がある。

(ア) 給料表

a 行政職給料表

行政職給料表については、民間における水準、人事院勧告の内容等を考慮し、若年層に重点を置きつつ全ての職員を対象にした改定を行う必要がある。

b 行政職給料表以外の給料表

消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行う必要がある。

医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

教育職給料表(高校・特別支援)及び教育職給料表(小・中・幼稚園)については、人事院勧告の内容を踏まえて改定を行う必要がある。

(イ) 諸手当

a 初任給調整手当

医師に支給される初任給調整手当の限度額については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

b 寒冷地手当

寒冷地手当については、市内民間事業所の同種手当の支給状況及び人事院勧告の内容を踏まえた改定を行う必要がある。

イ 特別給

期末手当及び勤勉手当については、市内民間事業所との均衡を図るため、年間支給月数を引き上げる必要がある。引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和7年度以降については期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める必要がある。

また、特定任期付職員に適用される給料表の適用を受ける職員の期末手当については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

ウ 実施時期

今年の給与改定については、令和6年4月1日から実施することが適当である。ただし、今年の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定については令和6年12月1日から実施し、令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定については令和7年4月1日から実施することが適当である。

(2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

ア 人事院の考え方

人事院においては、公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、処遇面での取組が不可欠であり、人事管理上の重点課題に対応するべく、給与制度のアップデートとして、様々な側面から包括的な見直しを行い、時代の要請に即した給与制度に転換を図ることとした。

制度の見直しに当たっては、①人材確保を処遇面から支えるため、採用時の水準やその後の水準の上昇を含めた給与の在り方を、潜在的志望者層となる多様で有為な人材にも訴求し得るものとし、採用市場における競争力を高める。②組織パフォーマンスの向上のため、職務上の役割や能力・実績等をより反映した給与処遇を実現するとともに、全国各地で行政サービスを提供する体制を維持するための人事配置の円滑化に資するものとする。③ワークスタイルやライフスタイルの多様化に対応するため、職員の選択を後押しし、様々な形での活躍を支援する。これら3つの対応を講ずることを基本的な考え方としている。

イ 本委員会の考え方

本年の人事院勧告では、人事行政諮問会議の中間報告にて示された方向性を踏まえ、上記のような言及がなされている。

本市においても、社会経済情勢の大きな変化に対応し、時代に応じた給与制度へとするため見直しを図っていく必要があることから、国の勧告を踏まえ、次のとおり措置するとともに、本市職員の実態を踏まえながら引き続き検討を加えていく必要がある。

ウ 給料表

(ア) 行政職給料表

人事院においては、民間の初任給の状況等を踏まえ採用面での競争力を向上させるため、初任給や若年層が在職する号俸の俸給月額の上昇を勧告したところである。

本市においても、人事院勧告の内容や民間の初任給の動向を踏まえ、若年層に重点を置いた給料月額の上昇を本年の公民較差に基づく給与改定にて、先行して実施する。

また、人事院は、職務や職責をより重視した給与体系とするため、係長級以上の職務の級の俸給水準等を見直し、とりわけ、本府省課室長級の職務の級については重い職責を反映した俸給水準とするなどの措置について勧告している。

本市においては、国や他都市の動向等を注視しつつ、本市の実態に即した見直しの必要性を検討していく。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表と同様に、本市の実態に即した見直しの必要性を検討していく。

エ 諸手当

(ア) 地域手当

人事院は、地域の民間賃金の状況を国家公務員給与に反映させるよう、支給割合を段階的に見直すこととした。

地域手当については、従前より国に準じて見直しを行ってきていることから、勤務地が本市内である職員に支給する地域手当の支給割合を人事院勧告の内容に準じて、引き上げる必要がある。

(イ) 扶養手当

人事院は、平成 28 年に配偶者に係る扶養手当の段階的な引下げを

勧告した際、税制及び社会保障制度や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じて必要な見直しを検討することとした。

本年の人事院勧告においては、民間企業や公務の配偶者に係る手当の減少傾向が継続していることを踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止することとされた。一方で、子に要する経費の実情や、国全体として少子化対策が推進されていることを踏まえると、子に係る扶養手当をさらに充実させることが適当であるとし、配偶者に係る扶養手当を廃止することにより生ずる原資を用いて、子に係る手当の引上げを行うとしたところである。

本市においては、平成 28 年に人事院勧告を踏まえ配偶者に係る扶養手当の見直しを行った際、国の検討状況を引き続き注視していくこととしていたことから、本年の人事院勧告にて示された社会と公務の変化の内容を十分に踏まえる必要があるほか、本市の合計特殊出生率が継続して低い状況にあり少子化が進んでいることから、これらの事情を総合的に勘案し、人事院勧告の内容を踏まえた見直しを行う必要がある。

(ウ) 通勤手当

a 通勤手当の支給限度額について

人事院は、民間における通勤手当について、民間事業所の約 6 割が在来線及び新幹線（在来線の特急を含む。）ともに全額支給又は最高支給額を通勤手当の非課税限度額以上としていることを踏まえ、職員の経済的負担を軽減する趣旨で、通勤手当の支給限度額を引き上げるよう勧告を行った。

本市においても、民間の同種手当の支給状況と人事院勧告の内容を踏まえた改定を行う必要がある。

b 新幹線等に係る通勤手当

人事院は、新幹線や在来線の特急等を利用して通勤する職員の通勤手当について、人材確保のため、採用時から新幹線等を利用して通勤する職員や、育児、介護等のやむを得ない事情により転居して新幹線等を利用して通勤する職員に対しても、支給要件を満たす場合には手当を支給するよう勧告を行った。

本市においては、ライフスタイルが多様化する中で、職員が個々の事情に応じ、柔軟に通勤手段を選択できることは離職防止等にも資することから、国の取扱いや他都市の状況を踏まえ、本市の実態に即した制度について引き続き検討していく。

(I) 単身赴任手当

人事院は、民間人材等の採用促進などの取組が進む中で、採用志望者の年齢の幅が広がっていることなどから、単身赴任手当についても、採用時から支給要件を満たした職員に対して手当を支給するよう勧告を行った。

本市においては、国の取扱いや他都市の状況を踏まえ、本市の実態に即した制度について引き続き検討していく。

(オ) 管理職員特別勤務手当

人事院は、超過勤務手当が支給されない管理職員が、近年では災害への対処など他律的な事由により深夜に及ぶ勤務を相当程度行う実態が見られており、その勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯及び支給対象職員を拡大するよう勧告を行っていることから、本市においても、人事院勧告の内容を踏まえた改定を行う必要がある。

(カ) 特定任期付職員の勤勉手当等

特定任期付職員にはボーナスとして、期末手当のほか、特に顕著な業績を挙げた場合にのみ特定任期付職員業績手当が支給されることとなっているが、人事院は、公務全体として能力・実績に基づく人事管理を進めていくため、特定任期付職員業績手当を廃止し、期末手当と人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当から成る構成に改めるよう勧告したことから、本市においても、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

(キ) 勤勉手当の成績率

人事院は、各職員の組織への貢献にふさわしい処遇を確保し、モチベーションをより高める制度へと改善するため、能力・実績をより反映することができるよう、勤勉手当の成績率の上限を引き上げる勧告を行ったことから、本市においても、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

(ク) 定年前再任用短時間勤務職員等の手当

人事院は、定年前再任用短時間勤務職員等が、勤務地を異にする異動を含め様々な勤務先で活躍できるよう、現在支給されていない手当の中で異動の円滑化に資するものとして新たに住居手当及び寒冷地手当等を支給することとした。

本市においても人事院勧告の内容を踏まえた措置を行う必要がある。

オ 実施時期等

(ア) 実施時期

社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に係る改定については、令和7年4月1日からの実施とすることが適当である。

なお、上述のとおり初任給・若年層の給料月額の上上げは、令和6年4月1日からの実施とすることが適当である。

(イ) 経過措置等

地域手当の支給割合の見直しについては、国の措置に準じた措置を講ずる必要がある。

また、扶養手当の見直しについては、本市職員の実態を踏まえ、所要の経過措置を講ずる必要がある。

(3) 人事・給与制度及びその他の勤務条件

今後も、本市が様々な行政課題に対応し、適切な行政運営を行っていくためには、以下の項目で述べる人事・給与制度及びその他の勤務条件に関わる取組を進め、職員力・組織力を向上させる必要があると考える。

ア 人材の確保

生産年齢人口の減少に伴う人手不足、技術系職種を始めとする人材確保競争の更なる激化等により、職員の採用を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

複雑・多様化する市民ニーズに対応可能な行政運営体制を維持するためには、有為かつ多様な人材を安定して確保することが不可欠である。

このため、本委員会及び任命権者においては、本市職員として働くことに魅力ややりがいを感じ、興味を持ってもらうため、採用説明会や個別相談会のほか、インターンシップ等のキャリア形成支援に係る取組を実施してきた。今後も、就職希望者の情報収集の手段とニーズの多様化に対応した効果的な広報活動を展開するほか、新卒者に限らず若年層の転職者など多様な就職希望者に対して、公務に対する魅力を伝えていくことが重要であると考えます。

加えて、採用試験合格後の辞退者や若年層職員の早期離職者が一定数見受けられることから、採用予定者向けのサポート体制を強化するほか、若年層職員の組織への定着に向けた働きやすい環境づくりにも注力する必要がある。

また、全国的に公務員の採用試験受験者数・競争率が低下傾向にある中、国や多くの地方公共団体において、採用試験制度の見直しが行われ

ている。本委員会においても、有為かつ多様な人材の確保に対応した新しい試験制度として、若年層の転職者をターゲットに、SPI（総合適性検査）を活用した10月採用枠の採用試験を令和6年度より導入したところである。今後も、採用試験の実施時期や方法を見直し、人材の確保に効果的な試験制度としていく必要がある。

そして、任命権者においては、行政課題の複雑・多様化に的確に対応するため、任期付職員制度の適切な運用などにより、民間企業等での多様な経験や高度な専門性を有する人材を効果的に活用することが必要である。

イ 人材の育成

行政課題が複雑・多様化している中においても、質の高い行政サービスを提供し、市民ニーズに柔軟かつ的確に対応するためには、有為かつ多様な人材を確保するだけでなく、職員の育成も極めて重要である。

任命権者においては、令和5年度に策定した札幌市人材マネジメント方針に掲げる「目指す職員像」を踏まえ、職員一人一人の成長を支援し、組織の発展につなげていくことが求められている。

この「目指す職員像」の体現に向けては、職員のキャリアを通じた自己実現につながる人材育成を進めていかなければならない。そのためには、職員が自身のキャリアや興味に応じた研修を主体的に選択でき、職員一人一人がその能力を高め、成長できる研修体系を構築することが重要である。このほか、職員が持つ専門性や知見を活かせるキャリアの形成を支援する取組についても進めていく必要がある。

加えて、職員の成長のためには管理職の果たす役割も非常に重要となることから、部下への指導や育成に関する能力など、マネジメントに関する知識や技術の向上にも力を注いでいくことが求められる。

また、職員全体に占める女性の割合は上昇しているものの、役職者に占める女性職員の割合は依然として低い状況である。性別を問わず係長職候補者試験の受験率の低下傾向もみられ、職員各々のライフスタイルが変化する中でも、昇任意欲の醸成を図ることが必要である。

さらに、人事評価については、職員の能力や意欲の向上を図るうえで重要であることから、適正に実施したうえで、人事評価の結果を昇任や給与処遇に効果的に活用するなど、職員の成長意欲を喚起する人事評価制度としていく必要がある。

このほか、地方公務員法の改正により、令和5年度以降、地方公務員の定年が段階的に引き上げられることとなった。高齢層職員一人一人が

公務で培ってきた知識、経験を最大限活かし、それを次の世代にも継承していくために、モチベーションを維持できるような適材適所の人事配置を行う必要がある。

ウ ワーク・ライフ・バランスの実現

(ア) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持や、有為かつ多様な人材の確保の観点からも重要な課題である。

令和5年度の職員一人当たりの平均超過勤務時間数や、月100時間以上の長時間労働を行った職員数は、いずれも前年度に比べて減少しており、任命権者における長時間労働是正の取組の成果が見られる。

一方で、労働基準法等に基づき本委員会が実施している時間外労働に関する定期調査では、依然として、長時間労働を行っている職員が多い部署が見受けられる。

本市の重要な政策や災害対応等のうち緊急を要するものについては、特例業務として、超過勤務時間の上限規制の適用を受けないが、こうした業務においても、一部の部署や、特定の職員に極端に負担が集中しないよう、業務量に応じた適切な人員配置はもとより、局長職を始めとした管理監督者が強いリーダーシップを発揮し、組織横断的な協力体制を整えるなど、柔軟で効率的な組織運営による業務分担の平準化を図っていく必要がある。

また、教職員の恒常的な長時間労働が社会的に問題視されている中、本市では、各種支援スタッフの配置や業務のICT化等により教職員の負担軽減を図ってきたことで、教職員の平均時間外在校等時間は着実に減少してきているものの、引き続き、国の動向に留意しながら、教職員の働き方改革を進め、長時間労働是正に取り組んでいく必要がある。

(イ) 多様で柔軟な働き方の推進

働き方に関する価値観やライフスタイルが時代とともに変化している中、多様で柔軟な働き方を推進していくことは、職員個々の能力発揮や公務能率の向上はもとより、有為かつ多様な人材の確保や、組織への貢献意欲向上の観点からも重要である。

本市では、時差出勤や在宅勤務制度を整備し、勤務形態の多様化に取り組んでいるところであるが、在宅勤務を行うための端末機器の整備等、引き続き、制度を利用しやすい環境づくりも進めていくことが必要である。

また、職員のワーク・ライフ・バランス実現のためには、職員が出産や育児、介護等と仕事を両立させるための各種支援制度の整備や周知を継続していくことも欠かせない。先般、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等が改正されたところであるが、地方公務員にも適用となる事項については、速やかに対応していく必要がある。

さらに、国や他の地方公共団体で導入が進んでいる「勤務間インターバル制度」の本市での導入に向けた検討や、「フレックスタイム制度」に関する調査研究など、本市職員の働きやすい職場環境の整備について、継続した取組を推進していかなければならない。

エ 心の健康づくり（メンタルヘルス対策）

職員が心身ともに健康な状態で職務に従事し、その能力を十分に発揮することは、公務能率の向上や活力のある組織を維持するうえで必要不可欠である。

本市では、第1次予防（研修や職場環境の改善等を通じた未然防止）、第2次予防（早期発見、早期治療等の適切な措置）、第3次予防（職場復帰支援、再発防止）の各段階に応じたメンタルヘルス対策を講じ、また、充実させてはいるものの、メンタルヘルス不調により休務・休職する職員の数は、依然として増加傾向にある。

メンタルヘルス不調の要因は、仕事の量や質のほか、人間関係やプライベートに関するものなど多様であり、それらが複合的に関与する場合もあると考えられる。任命権者においては、個々の職員の要因に応じたきめ細かな対策を行っていくことが望まれる。

各職場の管理監督者は、特に若い職員にメンタルヘルス不調者が多いなどの現状にも留意し、特定の職員に過度な負担が生じていないか、メンタルヘルス不調の兆候が見られる職員がいないかなど、日頃から個々の職員に目を配り、適切な支援を行うよう努められたい。

オ ハラスメントの防止

ハラスメントは、個人の人格や尊厳を不当に傷つける行為であり、それによって職場環境の悪化や公務能率の低下にもつながりかねないものである。

本市においては、全職員を対象にハラスメントアンケートを実施し、実態把握に向けた取組を推進しているところであり、ハラスメント相談窓口の活用も進んでいる。

引き続き、研修の機会等を通じて、職員の意識啓発や理解促進を図り、ハラスメント防止に努めるとともに、各職場においても、ハラスメントを見逃さない職場風土の醸成がより一層求められる。

また、近年、カスタマーハラスメント等の組織外からのハラスメント行為が社会的な問題となっており、本市においても、庁内の相談体制を構築し、対応マニュアル等を整備している。今後、そうしたハラスメント行為への対応について、全庁的に共有を図ることが必要であり、管理監督者においては、個々の職員が悩みを抱え込むことのないよう、組織的な対応を徹底していくことが求められる。

カ 服務規律の確保

市民との信頼関係を築き円滑な市政運営を行っていくためには、職員一人一人が市職員としての立場を認識し、高い倫理観を保持することが不可欠である。

任命権者においては、服務規律確保のため定期的に通知を発出し、管理監督者による職員への呼びかけや、研修の実施を通して、不祥事を起こさない、職場で不祥事を発生させないという意識の醸成に取り組んでいるものの、依然として不祥事は後を絶たない。

最近では、職場外の非違行為のほか、重大な事務懈怠や不適切な事務処理等、業務に直接関係する不祥事も発生している。こうした背景には、職場における書類の管理方法など環境面における要因が存在することも少なくなく、職員の意識のみならず、職場風土や事務処理の運用・管理体制の改善を行っていくことが望まれる。

どのような不祥事であっても最後の砦となるのは職員一人一人の自身を律する心であり、誰もが公私ともに公務員たる自覚と誇りを持って精励することを求める。

(おわりに)

社会経済情勢が大きく変化し、市民ニーズがさらに複雑・多様化している中、地方自治体には、こうした変化に対応し、安定的・持続的に市民サービスを提供していくことが求められている。先が見通せない変動の時代に札幌市はどのように対応していくのか。その原動力となるのは間違いなく一人一人の職員である。

この時代の職員には、これまでの価値観や知識に捉われることなく、今起きている変化を的確に捉え対応していくことが求められる。将来にわたり多様

な市民サービスを提供し続けていくためには、有為な職員をしっかりと確保し、そして育成していかなければならない。

その一方で、人口減少と少子高齢化は、生産年齢人口を縮小させ、我が国全体の人手不足を深刻化させている。将来的には、本市においても、これまでのように必要な職員数を確保することが困難となる可能性もある。

こうした状況にあっては、今一度、行政の意義と魅力を捉え直し、全ての職員の組織貢献度が高く保たれ、持てる能力を最大限に発揮してもらえる組織づくりを進めていくことが急務である。そのためには、有為な人材の確保や組織パフォーマンスの向上等に資する、時代に応じた人事給与制度へ見直しを図り、より一層魅力にあふれ活力ある組織としていくことが重要である。

市議会及び市長にあっては、長引く物価高騰が市民はもちろん職員の生活にも大きな影響を与えている中、勧告制度の趣旨に理解を示され、職員の士気高揚のためにも、この勧告を速やかに実施されることを期待する。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 で述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 令和 6 年 4 月の民間給与との比較に基づく給与改定等のための関係条例の改正

(1) 給料表

ア 行政職給料表

行政職給料表については、民間における水準、人事院勧告の内容等を考慮し、若年層に重点を置きつつ全ての職員を対象にした改定を行うこと。

イ 行政職給料表以外の給料表

消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定すること。

医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、人事院勧告の内容を踏まえて改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

イ 寒冷地手当

寒冷地手当については、人事院勧告の内容を踏まえて改定すること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、以下のとおり改定すること。

(ア) 令和 6 年 12 月期の支給割合

a 特定職員及び特定任期付職員以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7125 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5125 月分）とすること。

b 特定職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125 月分）とすること。

c 特定任期付職員

期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

(i) 令和 7 年 6 月期以降の支給割合

a 特定職員及び特定任期付職員以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.7 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.5 月分）とすること。

b 特定職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6 月分）とすること。

(3) 改定の実施時期

この改定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(2)のウの(ア)については令和 6 年 12 月 1 日から実施し、1 の(2)のウの(イ)については令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係条例の改正

(1) 諸手当

ア 地域手当

勤務地が札幌市内である職員に支給する地域手当の支給割合については、100 分の 4 とすること。

イ 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の月額を 1 人につき 13,500 円とすること。

ウ 通勤手当

交通機関等を利用する者に対する通勤手当の額については、1 箇月当

たりの当該通勤手当の額の限度を 150,000 円とすること。

また、交通機関等と交通用具を併用する者に対する通勤手当の額についても、1 箇月当たりの当該通勤手当の額の限度を 150,000 円とすること。

エ 管理職員特別勤務手当

管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合については、管理職員特別勤務手当を支給すること。

また、特定任期付職員についても同様に管理職員特別勤務手当を支給すること。

オ 特定任期付職員の特別給

(ア) 特定任期付職員業績手当

特定任期付職員業績手当を廃止すること。

(イ) 期末手当

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.95 月分とすること。

(ウ) 勤勉手当

勤勉手当を支給すること。

また、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者に所属する職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 87.5 を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

カ 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、住居手当及び寒冷地手当を支給すること。

(2) 改定の実施時期

この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、2 の(1)の アについては国の措置に準じた措置を、2 の(1)のイについては、本市職員の実態を踏まえた所要の経過措置を講ずること。

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和6年札幌市職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別職員数及び平均給与月額	2
第2表 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別人員構成比等	3
第3表 給料表別、年齢別人員構成	4
第4表 給料表別、級別、年齢別平均給料月額	6
第5表 給料表別、級別、号俸別人員分布	16
第6表 扶養手当の支給状況	26
第7表 地域手当の支給状況	28
第8表 住居手当の支給状況	28
第9表 管理職手当の支給状況	30

2 民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要	33
第10表 産業別、企業規模別事業所数	34
第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	34
第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等	35
第13表 新規学卒者の採用の有無及び初任給の改定状況	45
第14表 民間における家族手当の支給状況	45
第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	45
第16表 民間における通勤手当の支給状況	46
第17表 民間における寒冷地手当の支給状況	46

3 労働経済関係資料

第18表 労働経済指標	48
-------------	----

1 職員給与関係資料

令和 6 年札幌市職員給与実態調査の概要

本年実施した札幌市職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

令和 6 年 4 月 1 日現在における本市に勤務する職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

2 調査の対象職員

調査期日における本市に勤務する職員のうち、次の条例の適用を受ける職員である。定年が段階的に引き上げられることに伴い、札幌市職員給与条例附則第 10 項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む 60 歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、本調査では、当該職員を除いて集計している。また、調査期日現在休職中の職員、育児休業中の職員、臨時的任用職員等は調査対象から除外した。

なお、単純な労務に従事する職員及び企業職員は参考として掲載した。

- (1) 札幌市職員給与条例（昭和 26 年条例第 21 号）
- (2) 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成 28 年条例第 48 号）
- (3) 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 19 年条例第 48 号）

3 集 計

この調査の集計については、総務局職員部勤労課の協力を得た。

第1表 給料表別職員数及び平均給与月額

区分 給料表	職員数	平均給与月額							合計
		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	管理職手当	その他	
行政職	8,029	305,775	8,114	9,784	323,673	8,830	7,922	6,633	347,058
消防職	1,656	297,630	14,149	9,504	321,283	7,690	3,791	7,897	340,661
医師職	30	520,357	9,900	103,192	633,449	4,500	114,693	175,767	928,409
教育職 (高校・特別支援)	570	384,659	11,225	11,984	407,868	7,032	3,608	7,179	425,687
教育職 (小・中・幼稚園)	6,643	359,071	7,822	11,183	378,076	7,394	5,901	6,472	397,843
計	16,928	328,930	8,697	10,545	348,172	8,087	6,769	7,012	370,040

(参考)

現業職	874	307,913	10,215	9,544	327,672	6,557	—	7,324	341,553
企業職 (交通)	434	299,505	10,293	9,403	319,201	8,696	3,629	7,530	339,056
企業職 (水道)	519	308,693	9,697	9,710	328,100	8,746	4,828	7,284	348,958
企業職 (病院)	1,047	317,341	6,952	20,082	344,375	9,501	6,997	48,536	409,409
全給料表計	19,802	326,214	8,733	10,958	345,905	8,125	6,363	9,239	369,632

- (注) 1 教育職(高校・特別支援)及び教育職(小・中・幼稚園)の給料には、教職調整額及び給料の調整額を含む。
 2 その他とは、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当及び寒冷地手当の合計である。
 3 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員は含まれていない(以下、第9表までにおいて同じ。)
 4 特定任期付職員給料表適用職員(適用者は1名。)は含まれていない(以下、第9表までにおいて同じ。)

第2表 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別人員構成比等

区分 給料表	平均 年 齢	平均 勤 続 年 数	学 歴 別 人 員 構 成 比				性 別 人 員 構 成 比	
			中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	女
行 政 職	39.4	15.5	0.0	16.1	11.6	72.3	60.6	39.4
消 防 職	37.9	16.3	—	39.4	15.2	45.4	96.0	4.0
医 師 職	53.8	9.0	—	—	—	100.0	40.0	60.0
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	44.0	14.3	—	—	0.7	99.3	61.4	38.6
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	41.0	15.7	—	—	3.0	97.0	48.2	51.8
計	40.0	15.6	0.0	11.5	8.2	80.3	59.2	40.8

(参 考)

現 業 職	45.8	20.3	2.6	90.8	6.5	—	84.7	15.3
企 業 職 (交 通)	41.2	17.1	—	48.6	13.1	38.2	95.6	4.4
企 業 職 (水 道)	40.9	17.2	0.2	31.6	7.5	60.7	86.7	13.3
企 業 職 (病 院)	38.8	11.5	—	0.4	42.8	56.8	30.3	69.7
全 給 料 表 計	40.3	15.7	0.1	15.8	10.0	74.1	60.3	39.7

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

第3表 給料表別、年齢別人員構成

給料表 年齢	行政職	消防職	医師職	教育職 (高校・特別支援)
歳	人	人	人	人
18以下	23	6		
19	33	19		
20	45	13		
21	42	22		
22	189	50		6
23	225	46		3
24	193	42		8
25	233	54		14
26	179	57		12
27	220	52		12
28	247	50		5
29	256	55		18
30	273	49		13
31	234	55		10
32	241	59		10
33	271	60		17
34	223	49		16
35	247	64		13
36	267	64		10
37	256	74	1	12
38	212	42	1	7
39	202	44	1	15
40	200	38	1	12
41	194	27		12
42	194	31		17
43	217	29		15
44	211	25	1	20
45	250	29	3	17
46	213	31		18
47	204	39		17
48	169	33	2	18
49	185	40		23
50	190	43	3	19
51	222	31		19
52	162	35	1	24
53	167	36	2	16
54	162	26		21
55	167	27	1	19
56	164	30		16
57	139	12	1	19
58	147	29	1	19
59	161	39		28
60以上			11	
計	8,029	1,656	30	570
平均年齢	39.4歳	37.9歳	53.8歳	44.0歳

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

教 育 職 (小・中・幼稚園)	計	
	人	構成比 %
	29	0.2
	52	0.3
	58	0.3
	64	0.4
115	360	2.1
162	436	2.6
155	398	2.4
195	496	2.9
213	461	2.7
201	485	2.9
209	511	3.0
191	520	3.1
194	529	3.1
195	494	2.9
168	478	2.8
187	535	3.2
158	446	2.6
163	487	2.9
172	513	3.0
192	535	3.2
146	408	2.4
167	429	2.5
186	437	2.6
191	424	2.5
199	441	2.6
167	428	2.5
182	439	2.6
183	482	2.8
148	410	2.4
120	380	2.2
121	343	2.0
161	409	2.4
177	432	2.6
153	425	2.5
148	370	2.2
149	370	2.2
175	384	2.3
191	405	2.4
233	443	2.6
198	369	2.2
187	383	2.3
191	419	2.5
	11	0.1
6,643	16,928	100.0
41.0歳	40.0歳	—

第4表 給料表別、級別、年齢別平均給料月額

その1 行政職給料表

級 区分 年齢	1		2		3		4		5	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 以下	23	166,200								
19	33	169,521								
20	45	175,756								
21	42	182,610								
22	189	194,350								
23	225	198,667								
24	193	202,888								
25	233	208,591								
26	179	213,077								
27	220	218,421								
28	246	222,971								
29	254	229,048	2	237,450						
30	108	230,093	165	238,962						
31	35	231,271	199	243,123						
32	8	228,300	230	247,059			3	290,800		
33	6	229,717	254	254,751			11	278,227		
34	1	241,200	210	260,670			12	283,342		
35			220	264,861			27	297,130		
36			226	272,134			41	305,524		
37			150	275,292	60	300,043	46	308,713		
38			65	277,309	92	303,302	54	319,252	1	339,800
39			29	279,393	112	309,133	55	326,587	6	344,900
40			11	279,636	114	313,346	55	333,587	20	351,945
41			10	282,650	105	318,773	49	338,908	30	357,487
42			8	287,075	91	324,922	62	347,384	33	367,070
43			9	293,356	102	329,255	46	356,265	59	374,256
44			9	291,533	94	332,057	45	365,756	60	379,527
45			6	282,867	112	335,776	44	362,370	80	384,461
46			5	301,420	97	338,306	26	366,865	69	389,970
47			5	310,780	44	340,407	65	367,762	69	392,272
48					34	340,235	50	372,004	62	395,634
49			2	308,250	15	340,760	76	374,249	65	399,077
50			2	285,450	9	339,600	69	375,301	53	401,453
51			3	316,667	5	340,700	104	378,998	54	402,074
52			1	313,700	3	340,800	82	381,700	37	403,978
53					2	329,900	68	384,047	47	404,883
54					1	325,900	81	387,544	43	407,263
55			1	323,500	2	335,150	65	390,140	45	408,020
56					2	336,900	57	389,411	47	406,919
57							42	390,043	42	407,124
58							48	390,698	29	409,176
59							49	391,212	34	407,806
60 以上										
計	2,040	210,686	1,822	259,465	1,096	323,247	1,432	362,452	985	393,030
平均年齢	26.1歳		34.6歳		42.9歳		48.1歳		49.6歳	

6		7		8		9		10		全級計	
人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
										23	166,200
										33	169,521
										45	175,756
										42	182,610
										189	194,350
										225	198,667
										193	202,888
										233	208,591
1	295,400									179	213,077
										220	218,421
										247	223,264
										256	229,113
										273	235,453
										234	241,350
										241	246,981
										271	255,150
										223	261,803
										247	268,389
										267	277,261
										256	287,098
										212	299,567
										202	310,678
										200	320,918
3	404,333					1	455,400			194	327,984
8	407,600									194	337,709
										217	346,308
										211	352,042
										250	357,064
16	410,175									213	363,061
21	413,633									204	373,477
23	416,196									169	380,296
25	419,160	1	451,800	1	473,200					185	386,566
49	420,453	4	449,125	4	474,750					190	395,252
41	422,544	7	450,400	8	477,550					222	396,751
29	424,345	5	453,080	5	482,820					162	398,569
25	426,020	16	453,800	9	477,867					167	407,285
20	426,900	7	454,086	9	489,300	1	523,100			162	406,622
18	427,878	13	458,377	21	488,719	2	526,850			167	417,313
19	428,289	13	454,154	23	481,539	3	521,567			164	418,762
15	423,873	12	457,267	18	485,039	10	524,780			139	426,653
25	426,124	11	452,555	26	482,158	8	520,875			147	428,258
20	426,135	25	455,372	23	487,035	10	526,720			161	431,123
358	421,408	114	454,547	147	483,798	35	522,254	0	—	8,029	305,775
52.3歳		56.0歳		56.3歳		57.6歳		—		39.4歳	

その2 消防職給料表

年齢	級	1		2		3		4		5	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
歳		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 以下		6	172,800								
19		19	175,605								
20		13	184,977								
21		22	189,700								
22		50	197,642								
23		46	202,135								
24		42	208,543								
25		54	213,824								
26		50	218,756	7	217,814						
27		35	222,277	17	225,718						
28		23	228,043	27	229,248						
29		9	227,600	46	237,987						
30		3	235,867	46	243,959						
31		1	235,000	54	249,004						
32				56	254,959	3	265,467				
33				53	262,264	7	277,400				
34				37	268,249	12	286,967				
35				48	276,298	16	289,931				
36				31	277,794	33	299,121				
37				15	277,047	57	303,984	2	323,900		
38						42	310,233				
39						42	316,376	2	336,250		
40						29	322,928	9	345,844		
41						20	326,775	6	351,067	1	370,800
42						22	331,868	5	352,360	4	369,875
43						21	335,995	8	358,363		
44						16	337,906	7	366,729	2	376,650
45						21	342,248	6	371,717	1	392,000
46						17	344,718	8	371,338	6	393,850
47						7	346,129	25	370,872	5	398,220
48								26	372,392	6	397,517
49								27	376,863	10	399,180
50								31	378,913	7	400,814
51								23	381,465	7	403,943
52								14	385,257	12	401,750
53								20	387,360	11	403,682
54								12	390,992	8	404,725
55								14	392,579	8	407,000
56								16	392,269	6	409,083
57								4	392,300	1	406,300
58								19	392,968	5	406,340
59								19	393,137	11	406,255
60 以上											
計		373	207,481	437	254,691	365	316,358	303	378,534	111	400,690
平均年齢		24.6歳		32.4歳		40.0歳		50.9歳		52.3歳	

6		7		8		9		10		全級計	
人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
										6	172,800
										19	175,605
										13	184,977
										22	189,700
										50	197,642
										46	202,135
										42	208,543
										54	213,824
										57	218,640
										52	223,402
										50	228,694
										55	236,287
										49	243,463
										55	248,749
										59	255,493
										60	264,030
										49	272,833
										64	279,706
										64	288,791
										74	299,062
										42	310,233
										44	317,280
										38	328,355
										27	333,804
										31	340,077
										29	342,166
										25	349,076
1	412,100									29	352,469
										31	361,097
2	413,300									39	372,113
1	414,500									33	378,236
3	421,700									40	385,805
3	417,600	1	450,000	1	471,800					43	388,991
1	419,800									31	387,777
8	421,688	1	450,700							35	401,109
4	426,600			1	482,700					36	399,356
4	423,000			2	488,200					26	407,619
3	427,000	1	452,000	1	488,100					27	406,415
3	427,933	1	450,000	4	487,150					30	413,773
4	425,450	1	445,600	2	477,500					12	423,158
4	427,625			1	490,100					29	403,403
4	426,250	1	457,700	3	485,933	1	520,600			39	412,295
45	423,220	6	451,000	15	484,700	1	520,600	0	—	1,656	297,630
53.9歳		55.1歳		56.4歳		59.9歳		—		37.9歳	

その3 医師職給料表

年齢	級	1		2		3	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
18以下	歳	人	円	人	円	人	円
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37				1	426,000		
38						1	450,900
39						1	450,900
40		1	386,400				
41							
42							
43							
44				1	439,000		
45						3	494,033
46							
47							
48						2	484,900
49							
50						1	508,200
51							
52				1	472,800		
53						1	475,300
54							
55							
56							
57							
58						1	542,700
59							
60以上						4	542,700
計		1	386,400	3	445,933	14	503,621
平均年齢		40.8歳		44.7歳		52.7歳	

4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円
		1	426,000
		1	450,900
		1	450,900
		1	386,400
		1	439,000
		3	494,033
		2	484,900
2	543,700	3	531,867
1	567,100	1	472,800
		2	521,200
1	581,300	1	581,300
1	563,500	1	563,500
		1	542,700
7	576,643	11	564,300
12	569,650	30	520,357
58.6歳		53.8歳	

その4 教育職給料表（高校・特別支援）

年齢	級	1		2		特2	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
歳		人	円	人	円	人	円
18以下							
19							
20							
21				6	233,431		
22				3	233,376		
23				8	244,158		
24				14	250,731		
25				12	259,931		
26				12	269,615		
27				5	282,230		
28				18	292,444		
29				13	300,575		
30				10	308,154		
31				10	312,148		
32				17	328,538		
33				16	334,020		
34				13	346,725		
35				10	343,665		
36				12	365,771		
37				7	375,825		
38				15	376,921		
39				12	386,519		
40				12	386,552		
41				17	397,567		
42				15	403,417		
43				19	406,367	1	424,840
44				17	413,136		
45				18	415,329		
46				15	417,861		
47				18	426,227		
48				22	424,978		
49				16	428,652	1	438,880
50				17	432,142		
51				18	431,363		
52				15	433,806	1	446,368
53				18	436,109		
54				14	433,829		
55				16	433,925		
56				16	436,544		
57				16	433,790		
58				25	434,126		
59							
60以上							
計		0	—	537	379,832	3	436,696
平均年齢		—		43.4歳		49.7歳	

(注) 平均給料月額には、教職調整額及び給料の調整額を含む。

3		4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円
				6	233,431
				3	233,376
				8	244,158
				14	250,731
				12	259,931
				12	269,615
				5	282,230
				18	292,444
				13	300,575
				10	308,154
				10	312,148
				17	328,538
				16	334,020
				13	346,725
				10	343,665
				12	365,771
				7	375,825
				15	376,921
				12	386,519
				12	386,552
				17	397,567
				15	403,417
				20	407,291
				17	413,136
2	442,400			18	415,329
				17	420,748
1	449,400			18	426,227
2	446,400			23	426,039
				19	431,058
2	453,000			19	434,338
6	459,133			24	438,305
				16	434,591
2	472,850	1	473,400	21	441,384
3	463,533	2	480,000	19	443,379
				16	433,925
		3	483,467	19	443,953
		3	483,067	19	441,571
		3	473,033	28	438,295
18	456,894	12	479,342	570	384,659
52.2歳		57.5歳		44.0歳	

その5 教育職給料表（小・中・幼稚園）

年齢	級	1		2		特2	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
歳		人	円	人	円	人	円
18以下							
19							
20							
21							
22				115	229,053		
23				162	234,101		
24				155	240,320		
25				195	247,766		
26				213	257,678		
27				201	268,478		
28				209	279,452		
29				191	289,361		
30				194	300,110		
31				195	308,711		
32				168	317,644		
33				187	326,223		
34				158	335,995		
35				163	341,538		
36				172	351,324		
37				191	358,036	1	379,704
38				145	365,527	1	385,736
39				163	371,432	4	392,184
40				179	378,138	7	393,055
41				183	382,874	8	398,216
42				180	387,929	19	402,918
43				156	393,359	11	409,136
44				162	398,246	15	411,972
45				169	399,934	9	412,626
46				124	403,810	15	413,081
47				99	406,880	3	411,979
48				96	410,550	11	420,860
49				126	412,951	4	423,462
50				132	416,649	6	422,777
51				117	417,906	1	426,296
52				100	419,904	6	427,267
53				104	420,809	4	427,284
54				127	421,741		
55				132	422,021	3	427,787
56				155	422,705	2	428,688
57				141	422,312	2	428,896
58				133	422,155	1	429,520
59				134	421,996	1	430,560
60以上							
計		0	—	5,926	350,283	134	411,718
平均年齢		—		39.5歳		46.1歳	

(注) 平均給料月額には、教職調整額及び給料の調整額を含む。

3		4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円
				115	229,053
				162	234,101
				155	240,320
				195	247,766
				213	257,678
				201	268,478
				209	279,452
				191	289,361
				194	300,110
				195	308,711
				168	317,644
				187	326,223
				158	335,995
				163	341,538
				172	351,324
				192	358,149
				146	365,665
				167	371,929
				186	378,700
				191	383,517
				199	389,360
				167	394,398
5	418,840			182	399,943
5	420,320			183	401,115
9	421,967			148	405,854
18	423,906			120	409,561
14	427,950			121	413,500
31	427,761			161	416,064
39	428,772			177	419,528
34	429,950	1	439,300	153	420,777
37	430,397	5	440,460	148	423,521
25	431,108	16	441,344	149	424,916
25	430,876	23	443,413	175	425,894
16	431,581	40	445,093	191	427,744
21	431,067	55	444,544	233	428,665
10	430,460	45	444,562	198	427,847
12	430,267	41	445,910	187	427,924
6	431,717	50	444,314	191	428,188
307	429,010	276	444,415	6,643	359,071
52.1歳		56.9歳		41.0歳	

第5表 給料表別、級別、号俸別人員分布

その1 行政職給料表

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									1	
3										
4						1				
5										
6										
7										
8										
9				5						
10				1						
11	24									
12	1									
13				1						
14	34			2						
15	2									
16										
17				12						
18	29									
19	1	16								
20	1	12		3						
21	11	38		11						
22	30	171		6					1	
23	4	21		5				1	1	
24	14	24		2						
25	1	28		23				1	1	
26	24	152		3				1	4	
27	2	49		3					3	
28	23	28		1					3	
29	2	132		38					3	
30	25	64		6					1	
31	177	31		7					1	
32	22	23		6						
33		49		36				1	3	
34	201	49		5	1				3	
35	7	32		4	2			1	2	
36	15	28		8	3			4		
37	6	168		20	3			6	1	
38	157	26		6	1			3	1	
39	29	42	34	28	9			9	2	
40	27	19	9	11	1			6	1	
41	4	128	87	17	2			6	1	
42	185	33	17	3	4			8	1	
43	13	29	21	24	17			6		
44	31	18	16	13	4			5	1	

級 号俸	1	2	3	4	5
45	7	120	44	13	5
46	156	29	17	10	3
47	14	24	41	26	21
48	24	24	13	13	5
49	31	135	35	12	3
50	163	20	15	10	10
51	12	7	44	22	16
52	27	4	20	9	9
53	14	5	29	5	38
54	177	1	11	14	8
55	13	1	45	11	11
56	23	2	17	10	7
57	42	6	14	23	12
58	212	3	6	8	5
59	15	4	42	6	10
60	4	1	14	7	4
61		4	13	16	45
62	2	1	18	6	7
63		2	21	8	6
64		2	12	25	7
65	2	2	37	32	36
66		2	22	23	5
67			35	13	13
68		1	15	21	5
69		1	9	30	29
70			13	14	38
71		1	9	13	6
72		1	20	14	5
73		2	34	20	16
74		2	13	12	14
75			11	20	27
76			11	16	9
77		1	25	8	10
78			13	23	12
79			20	33	5
80			6	11	16
81		1	19	11	18
82		1	34	7	13
83			22	32	10
84			6	11	17
85		1	12	18	15
86			19	21	15
87			18	26	24
88			4	15	16

6	7	8	9	10
人	人	人	人	人
		4		
		5		
		9		
	1	8		
		9		
	1	3		
		5		
	4	5		
1	9	5		
2	8	4		
3	8	2		
3	1	1		
2	7	3		
5	9	3		
7	10	3		
5	4	1		
3	6	5		
6	6			
9	7	3		
9	2	3		
9	5	1		
6	3			
7	3	1		
6	4			
12	2			
16	1	1		
16	1	2		
14		1		
14	1	2		
9	2			
10	1			
9	1			
17	1			
7				
12	3			
18	1			
17	2			
8				
14				
9				
6				
12				
6				
7				

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
89			7	12	11	13				
90				13	31	3				
91			2	25	32	7				
92			2	15	24	3				
93			1	4	12	3				
94				15	21	3				
95				21	16	1				
96				14	33	1				
97			1	14	8	2				
98			1	17	4					
99		1		28	9	3				
100				38	12					
101				12	6	1				
102				37	10					
103				56	3					
104				45	6					
105				20	6					
106				8	4					
107				4	10					
108					5					
109				1	6	1				
110					9					
111				2	6					
112				1	5					
113					3					
114				2	4					
115					5					
116					4					
117					4					
118				2	2					
119					2					
120										
121					19					
122				1						
123										
124				1						
125				16						
計	2,040	1,822	1,096	1,432	985	358	114	147	35	0
構成比	25.4%	22.7%	13.7%	17.8%	12.3%	4.5%	1.4%	1.8%	0.4%	—
適用職員数	8,029人									

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号俸の位置を示し、該当人員0の号俸は空欄とした（以下、本表において同じ。）。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある（以下、本表において同じ。）。

その2 消防職給料表

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		1								
3										
4										
5										
6		6								
7										
8		1								
9										
10		13								
11		4								
12		3								
13		13								
14		7								
15	12	1								
16		5								
17		2								
18	13	8								
19		1	2							
20		15								
21		13	1							
22	9	21								
23	1	10								
24		2								
25	11	18	4							
26	14	18	1							
27	4	2								
28	14	3							1	
29	1	19	4							
30	19	25								
31	4	22	6							
32	11	3	1							
33	2	31	12							
34	9	5								
35	20	15	9							
36	11	2	5					1		
37	4	19	7	2				1		
38	28	3	6							
39	1	8	13					1		
40	11	3	5					1		
41	2	18	31							
42	31	7	7							
43	1	20	11	1				1		
44	8	8	3	1				1		

級 号俸	1	2	3	4	5
45	人 4	人 12	人 30	人 1	人
46	39	7	4		
47	1	15	3	3	
48	8	4	1	1	
49	3	19	15	1	2
50	29	3			
51	6		20	7	3
52	9		6	1	
53	3	1	8	2	1
54	9		3	2	
55	3	1	9	4	
56	9		2	1	
57			14	2	
58	6		2		
59	2		9	3	1
60			2	2	
61			4	1	
62			2	4	
63			7		
64	1		4	7	
65			5	7	
66			6	3	
67			2	10	
68			1	6	
69			3	7	1
70			5	11	1
71			9	4	2
72			2	5	
73			2	10	1
74			3	4	6
75			2	3	4
76			7	2	2
77			6	7	
78				6	5
79				3	3
80			2	14	5
81			5	1	2
82				12	2
83			5	6	2
84			1	8	6
85			2	3	1
86				4	
87			15	5	2
88				3	

6	7	8	9	10
人	人	人 2	人	人
	1	1		
		1		
	2 1	1 1		
	1			
1 1 1 1		1		
1 1 2	1			
3 2		1		
2 3 2				
1 3 3				
2 2 2 2				

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
89	人	人	人	1 人	4 人					
90				3 人	6 人	1 人				
91			6 人	5 人	2 人	1 人				
92				4 人	4 人					
93			1 人	3 人	9 人					
94					8 人					
95				3 人	5 人	1 人				
96				2 人	5 人					
97			2 人	5 人						
98					1 人					
99				6 人	4 人					
100				7 人	2 人					
101				4 人	4 人					
102				9 人						
103				16 人	1 人					
104				13 人						
105				21 人						
106				10 人	1 人					
107				1 人	1 人					
108										
109										
110										
111										
112										
113										
114					1 人					
115										
116										
117										
118										
119					1 人					
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	373	437	365	303	111	45	6	15	1	0
構成比	22.5%	26.4%	22.0%	18.3%	6.7%	2.7%	0.4%	0.9%	0.1%	—
適用職員数	1,656人									

その3 医師職給料表

級 号俸	1	2	3	4
1	人			人
2		人		
3			人	
4				人
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21			2	
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				1
29				
30			1	
31				
32			1	
33				
34		1		
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41		1	2	
42				
43				
44			1	
45			1	
46				
47				
48				

級 号俸	1	2
49	人	人
50	1	
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		
61		
62		
63		
64		
65		
66		
67		
68		
69		1
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
計	1	3
構成比	3.3%	10.0%
適用職員数 30人		

3	4
人	人
1	1
	2 1
	1
	1
	1 1
	1
	1
5	
14	12
46.7%	40.0%

その4 教育職給料表（高校・特別支援）

級 号俸	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2		6			
3					
4		3			
5					
6		1			
7		1			
8		5			
9					
10		3			
11					
12		4			
13		1			
14		3			
15		1			
16		5			
17		1			
18		4			
19		1			
20		9			
21					
22		3			
23					
24		4			
25		1			
26		4			
27		1			
28		4			
29					1
30		8			1
31		2			
32		4			1
33		1			
34		5			1
35		1			1
36		6			2
37		1			1
38		3			
39					1
40		4			
41					1
42		5			1
43					
44		2			
45		5			1
46		6			
47		1			
48		6			
49		2			
50		7			
51		4			
52		2		2	

級 号俸	1	2
53	人	人
54		2
55		1
56		3
57		8
58		2
59		2
60		2
61		3
62		
63		5
64		1
65		3
66		3
67		5
68		1
69		5
70		2
71		4
72		1
73		8
74		4
75		4
76		2
77		3
78		
79		2
80		3
81		1
82		6
83		3
84		5
85		2
86		2
87		2
88		6
89		2
90		4
91		5
92		9
93		5
94		7
95		
96		6
97		3
98		8
99		2
100		6
101		2
102		2
103		4
104		9

特2	3	4	級 号俸	1	2	特2	3	4
人	人	人		人	人	人	人	人
			105		1			
			106		6			
			107		1			
			108		2			
			109		1			
			110		3			
			111		2			
			112		7			
			113		3			
		1	114		3			
		1	115		1			
			116		5			
			117		2			
		1	118		4			
		1	119		1			
			120		1			
		2	121		4			
			122		4			
		1	123		4			
			124		7			
		1	125		2			
1		1	126		2			
		1	127		2			
		1	128		5			
			129		3			
		1	130		9			
		2	131		6			
			132		6			
			133		3			
		2	134		7			
			135		5			
			136		6			
		1	137		1			
1			138		12			
			139		5			
			140		13			
			141		7			
			142		8			
			143		15			
			144		5			
			145		33			
1			146					
			147					
			148					
			149					
			150					
			151					
			152					
			153					
			計	0	537	3	18	12
			構成比	—	94.2%	0.5%	3.2%	2.1%
適用職員数 570人								

その5 教育職給料表（小・中・幼稚園）

級 号俸	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7		1			
8					
9					
10					
11					
12					
13		125			
14					
15		1			
16		146			
17		7			
18		18			
19		4			
20		112			
21		2			3
22		30			7
23		9			25
24		118			27
25		14			22
26		50			10
27		5			23
28		112			29
29		7			16
30		65			12
31		10			14
32		92			11
33		7			12
34		69			8
35		9			10
36		93			10
37		11			9
38		81			12
39		7			8
40		91			5
41		11			2
42		70			1
43		6			
44		81			

級 号俸	1	2	特2	3	4
45	人	人	人	人	人
46		9			
47		67			
48		16			
49		69	1		
50		14			
51		66			
52		10			
53		69	6		
54		16	1		
55		65	1		
56		15	1		
57		69	1		
58		15			
59		74	5		
60		18	1		
61		73	4		
62		23	1		
63		60	3	1	
64		10		2	
65		74	6		
66		23	6	1	
67		55	3	1	
68		14	2		
69		61	2	4	
70		26	1	3	
71		65	3	3	
72		19	4	5	
73		54	7	4	
74		34		2	
75		65	7	2	
76		20	5	2	
77		57	2	4	
78		26	7	3	
79		61	10	5	
80		25	5	7	
81		60	4	6	
82		20		4	
83		53	1	8	
84		8	1	10	
85		58		38	
86		27	3	8	
87		57	1	14	
88		26	3	4	
		63	3	32	

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
89		36	2	10	
90		51	4	13	
91		19	2	7	
92		56	3	19	
93		37	3	3	
94		62	1	14	
95		26		8	
96		62	1	11	
97		26	1	5	
98		48	2	16	
99		36	1	2	
100		53		6	
101		18	1	4	
102		44	1	7	
103		9		1	
104		49	1	4	
105		30		4	
106		42			
107		23			
108		41			
109		28			
110		56			
111		31			
112		45			
113		22			
114		43			
115		25			
116		49			
117		13			
118		32			
119		23			
120		28			
121		20			
122		17			
123		24			
124		24			
125		20			
126		27			
127		16			
128		21			
129		11			
130		32			
131		13			
132		23			

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
133		25			
134		38			
135		15			
136		33			
137		17			
138		29			
139		10			
140		33			
141		23			
142		41			
143		20			
144		42			
145		21			
146		55			
147		28			
148		62			
149		53			
150		75			
151		69			
152		55			
153		56			
154		48			
155		69			
156		53			
157		272			
計	0	5,926	134	307	276
構成比	—	89.2%	2.0%	4.6%	4.2%
適用職員数 6,643人					

第6表 扶養手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給 職員数	全職員		受給職員	
			平均 手当月額	平均扶養 親族数	平均 手当月額	平均扶養 親族数
行政職	人 8,029	人 3,071 (38.2)	円 8,114	人 0.7	円 21,213	人 1.9
消防職	1,656	1,022 (61.7)	14,149	1.3	22,927	2.1
医師職	30	12 (40.0)	9,900	1.0	24,750	2.4
教育職 (高校・特別支援)	570	277 (48.6)	11,225	1.0	23,097	2.0
教育職 (小・中・幼稚園)	6,643	2,390 (36.0)	7,822	0.7	21,740	1.9
計	16,928	6,772 (40.0)	8,697	0.8	21,741	2.0

(注) 1 表中の()内の数字は、職員数に対する割合(単位:%)を示す。

2 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

3 学齢加算とは、扶養親族に満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合に、当該

4 学齢加算欄は、上記3の要件に該当する扶養親族の人数であり、子の人数の内数である。

職員の扶養親族数					
子	子以外			小計	合計
	学齢加算	配偶者	父母等		
手当月額 11,000円	1人当たり 6,000円	手当月額 7,000円	手当月額 7,000円		
人	人	人	人	人	人
4,404	1,029	1,336	168	1,504	5,908
1,575	306	588	22	610	2,185
19	3	10	0	10	29
422	134	125	11	136	558
3,602	914	850	129	979	4,581
10,022	2,386	2,909	330	3,239	13,261

子1人につき6,000円が加算されるものである。

第7表 地域手当の支給状況

区分 給料表	職 員 数					平 均 手当月額
	20%	16%	3%	その他		
行 政 職	8,029	18	0	8,011	0	9,784
消 防 職	1,656	1	0	1,654	1	9,504
医 師 職	30	0	30	0	0	103,192
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	570	0	0	570	0	11,984
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	6,643	0	0	6,643	0	11,183
計	16,928	19	30	16,878	1	10,545

(注) 区分欄の20%、16%及び3%は、給料(教育職においては、教職調整額及び給料の調整額を含む。)、扶養手当及び管理職手当の合計額に対する支給割合で、東京都特別区勤務の職員には20%、医師職給料表適用職員には16%、それ以外の職員には3%が支給される(その他区分欄の職員は、6%が支給されている。)

第8表 住居手当の支給

区分 給料表	職 員 数
行 政 職	8,029
消 防 職	1,656
医 師 職	30
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	570
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	6,643
計	16,928

(注) 1 表中の()内の入しているため、内
2 留守家族とは、単
分であり、職員が自

状況

受給職員数	平均手当月額		借家・借間居住者				留守家族	
	全職員	受給職員	手当月額 27,000円 未満 の職員	手当月額 27,000円 (限度額) の職員	小計	平均 手月 当額	人員	平均 手月 当額
人	円	円	人	人	人	円	人	円
2,695 (33.6)	8,830	26,307	644	2,051	2,695 (33.6)	26,307	0 (—)	—
485 (29.3)	7,690	26,255	122	363	485 (29.3)	26,255	0 (—)	—
5 (16.7)	4,500	27,000	0	5	5 (16.7)	27,000	0 (—)	—
153 (26.8)	7,032	26,196	37	116	153 (26.8)	26,196	0 (—)	—
1,868 (28.1)	7,394	26,294	450	1,418	1,868 (28.1)	26,294	0 (—)	—
5,206 (30.8)	8,087	26,295	1,253	3,953	5,206 (30.8)	26,295	0 (—)	—

数字は、職員数に対する割合（単位：％）を示す。なお、小数点以下第2位を四捨五入の合計が受給職員数の割合と一致しない場合がある。

身赴任手当が支給される職員で、配偶者等が居住する住宅を借り受けている職員の区から居住する場合の手当月額の2分の1に相当する額が支給される。

第9表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	職 員 数	受給職員数	平 均 手 当 月 額		局 長	部 長
			全 職 員	受 給 職 員		
行 政 職	人 8,029	人 669 (8.3)	円 7,922	円 95,079	人 35 (0.4)	人 147 (1.8)
消 防 職	1,656	67 (4.0)	3,791	93,706	1 (0.1)	15 (0.9)
医 師 職	30	29 (96.7)	114,693	118,648	1 (3.3)	23 (76.7)
教 育 職 (高校・特別支援)	570	30 (5.3)	3,608	68,547	—	—
教 育 職 (小・中・幼稚園)	6,643	583 (8.8)	5,901	67,244	—	—
計	16,928	1,378 (8.1)	6,769	83,154	37 (0.2)	185 (1.1)

(注) 表中の()内の数字は、職員数に対する割合(単位:%)を示す。なお、小数点以下第2位を四

課長	係長	校長	副校長	教頭	園長
人 472 (5.9)	人 15 (0.2)	人 —	人 —	人 —	人 —
51 (3.1)	—	—	—	—	—
5 (16.7)	—	—	—	—	—
—	—	12 (2.1)	5 (0.9)	13 (2.3)	—
—	—	275 (4.1)	1 (0.0)	299 (4.5)	8 (0.1)
528 (3.1)	15 (0.1)	287 (1.7)	6 (0.0)	312 (1.8)	8 (0.0)

捨五入しているため、内訳の合計が受給職員数の割合と一致しない場合がある。

2 民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

本年実施した職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、国家公務員及び地方公務員の給与改定について、定期的に検討を行う際の基礎資料を得るため、令和6年4月現在における札幌市内の民間事業所の給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

札幌市人事委員会、人事院、北海道人事委員会等

3 調査期間

令和6年4月22日から同年6月14日までの間

4 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和6年4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所778事業所

(2) 調査対象職種

76職種。うち初任給関係職種は18職種であり、本市における狭義の行政職に相当する職種（事務・技術関係職種）は16職種である。

5 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記4の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模及び産業によって19層に層化し、これらの層から156事業所を無作為に抽出し調査を行った。

(2) 従業員の抽出

調査事業所において初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員等

調査実人員は、6,597人（うち初任給関係は422人）であり、調査職種該当者（母集団）の推定数は、53,463人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数のうち、本市における狭義の行政職に相当する職種（事務・技術関係職種）については、35,641人である。

6 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。なお、割合については、小数点以下第2位を四捨五入している。

第10表 産業別、企業規模別事業所数

産 業	調査対象 事業所	左のうち調査実施事業所					
		全規模	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		所	所	所	所	所	所
全 産 業	773	130	31	16	11	55	17
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業 ・ 建 設 業	77	20	5	4	3	4	4
製 造 業	63	18	2	1	1	10	4
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ・ 情 報 通 信 業 ・ 運 輸 業 ・ 郵 便 業	182	20	4	2	2	10	2
卸 売 業 ・ 小 売 業	99	20	8	2	0	10	0
金 融 業 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	54	10	3	3	2	2	0
教 育 ・ 学 習 支 援 業 ・ 医 療 ・ 福 祉 ・ サ ー ビ ス 業	298	42	9	4	3	19	7

(注) 1 上記調査対象事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていた等のため調査対象外であることが判明した事業所が5所あった。

2 上記調査実施事業所のほか、調査不能の事業所が26所あった。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		全 規 模	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者	大 学 卒	226,420	238,197	216,778	※ 226,522
	短 大 卒	203,745	204,668	202,689	-
	高 校 卒	182,380	183,124	182,072	※ 175,450
新 卒 事 務 員	大 学 卒	225,328	233,499	215,413	-
	短 大 卒	203,101	202,980	*	-
	高 校 卒	182,487	183,735	※ 170,635	-
新 卒 技 術 者	大 学 卒	228,757	266,386	218,646	※ 226,522
	短 大 卒	204,388	※ 216,482	202,527	-
	高 校 卒	182,254	※ 180,800	184,152	※ 175,450

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 *印は、調査事業所が1事業所の場合である。

3 ※印は、調査実人員が10人以下であることを示す。

第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等

その1 企業規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまって		(A - B)			
			支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
事 務 系 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表その 2、その 3及びそ の4の対 応級欄に 掲げられ ている行 政職給料 表の級
	大 学 卒	21	52.9	799,763	3,942	795,821		
	短 大 卒	17	52.3	843,425	4,944	838,481		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	3	53.2	591,025	0	591,025		
	工 場 長	*	*	*	*	*	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	0	-	-	-	-		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 部 長	172	52.7	662,319	2,820	659,499	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	140	52.6	686,032	2,391	683,641		
短 大 卒	14	50.6	569,937	346	569,591			
高 校 卒	18	54.8	564,440	7,068	557,372			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 長	84	53.7	661,304	2,150	659,154	同 上		
大 学 卒	62	53.9	715,800	2,675	713,125			
短 大 卒	5	51.7	538,604	0	538,604			
高 校 卒	17	53.4	503,422	928	502,494			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	105	50.1	598,381	2,952	595,429	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められ る部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)		
大 学 卒	77	49.7	626,546	3,987	622,559			
短 大 卒	10	49.5	483,724	710	483,014			
高 校 卒	18	52.1	552,890	0	552,890			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	45	53.5	537,141	177	536,964	同 上		
大 学 卒	26	54.2	546,321	310	546,011			
短 大 卒	9	50.7	554,837	0	554,837			
高 校 卒	10	54.6	496,045	0	496,045			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 課 長	441	48.1	582,217	10,006	572,211	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職		
大 学 卒	319	47.2	600,652	8,188	592,464			
短 大 卒	47	48.9	531,303	21,073	510,230			
高 校 卒	75	51.4	530,965	11,238	519,727			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 課 長	192	49.4	572,561	15,397	557,164	同 上		
大 学 卒	105	48.5	621,119	14,139	606,980			
短 大 卒	30	51.8	529,427	19,212	510,215			
高 校 卒	56	49.7	499,951	14,995	484,956			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

(注) 1 *印は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級		
			きまって		(A - B)				
			支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)					
	人	歳	円	円	円				
事 務 係 長 代 理	事務課長代理	141	48.1	502,193	36,889	465,304	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)		
	大学卒	82	47.3	498,477	42,511	455,966			
	短大卒	27	49.9	495,509	28,584	466,925			
	高校卒	32	48.2	516,963	30,093	486,870			
	中学卒	0	-	-	-	-			
	技 術 課 長 代 理	技術課長代理	109	48.4	491,958	65,989		425,969	同 上
		大学卒	70	47.0	501,214	65,573		435,641	
		短大卒	25	50.1	489,808	84,086		405,722	
		高校卒	14	52.7	445,522	34,824		410,698	
		中学卒	0	-	-	-		-	
	事 務 係 長	事務係長	698	43.6	464,348	50,091		414,257	係の長及び係長級専門職
		大学卒	413	41.3	502,771	61,583		441,188	
		短大卒	118	46.2	388,626	31,455		357,171	
		高校卒	166	47.7	420,695	34,167		386,528	
		中学卒	*	*	*	*		*	
	技 術 係 長	技術係長	218	45.0	456,153	78,432		377,721	同 上
		大学卒	105	42.3	457,403	75,331		382,072	
		短大卒	42	46.6	459,606	79,457		380,149	
		高校卒	70	47.6	453,359	81,888		371,471	
		中学卒	*	*	*	*		*	
事 務 主 任	事務主任	591	40.0	372,636	37,677	334,959	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)		
	大学卒	348	36.2	381,700	42,666	339,034			
	短大卒	115	44.0	346,782	31,525	315,257			
	高校卒	126	45.9	373,717	30,273	343,444			
	中学卒	2	34.5	461,989	76,093	385,896			
技 術 主 任	技術主任	325	37.3	464,537	86,669	377,868	同 上		
	大学卒	227	36.2	478,166	94,796	383,370			
	短大卒	38	41.0	467,975	67,971	400,004			
	高校卒	59	39.9	395,493	60,507	334,986			
	中学卒	*	*	*	*	*			
事 務 係 員	事務係員	1,488	37.3	342,749	33,120	309,629			
	大学卒	920	34.7	355,805	36,349	319,456			
	短大卒	285	42.0	322,281	28,199	294,082			
	高校卒	281	41.5	319,441	27,188	292,253			
	中学卒	2	33.4	312,336	33,350	278,986			
技 術 係 員	技術係員	947	32.7	358,729	55,841	302,888			
	大学卒	626	30.6	366,338	59,506	306,832			
	短大卒	122	36.6	342,685	47,844	294,841			
	高校卒	198	37.2	344,614	49,390	295,224			
	中学卒	*	*	*	*	*			

本表その
2、その
3及びそ
の4の対
応級欄に
掲げられ
ている行
政職給料
表の級

- (注) 1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)
- 2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A - B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	用 務 員	2	57.0	467,097	39,970	427,127	
研究 関係 職種	主任 研究員	4	39.3	403,329	2,054	401,275	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	4	45.0	321,097	772	320,325	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	*	*	*	*	*	
	大 学 副 学 長	*	*	*	*	*	
	大 学 学 部 長	2	59.0	822,122	0	822,122	
	大 学 教 授	40	59.1	729,832	0	729,832	
	大 学 准 教 授	24	47.1	601,703	0	601,703	
	大 学 講 師	15	41.9	504,183	0	504,183	
	大 学 助 教	5	37.6	338,575	0	338,575	
	高 等 学 校 校 長	*	*	*	*	*	
	高 等 学 校 校 頭	6	48.5	618,518	4,993	613,525	
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	4	49.8	575,599	1,125	574,474	
	高 等 学 校 教 諭	55	50.8	522,364	422	521,942	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	(A - B)			
				う ち 時 間 外 手 当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	3	61.5	1,835,365	13,313	1,822,052	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	11	58.8	1,564,725	56,256	1,508,469	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	25	53.4	1,259,947	174,981	1,084,966	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	34	42.0	1,019,835	178,592	841,243	
	薬 局 長	4	52.7	518,615	421	518,194	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	34	36.1	389,007	29,875	359,132	
	診 療 放 射 線 技 師	38	35.0	349,840	21,192	328,648	
	臨 床 検 査 技 師	28	35.9	390,314	63,854	326,460	
	栄 養 士	12	39.4	336,392	16,466	319,926	
	理 学 療 法 士	41	37.0	332,426	14,853	317,573	
作 業 療 法 士	11	40.6	301,809	14,470	287,339		
種	総 看 護 師 長	4	55.2	626,267	0	626,267	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	48	49.9	465,223	27,051	438,172	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	120	41.2	387,125	28,018	359,107	
	准 看 護 師	15	50.6	342,116	42,570	299,546	

その2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまっ て 支 給 する		(A-B)			
			給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	19	53.0	830,815	3,812	827,003	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	9 級、10 級
	大 学 卒	15	52.4	888,207	4,891	883,316		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	3	53.2	591,025	0	591,025		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	工 場 長	*	*	*	*	*	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 部 長	82	52.6	680,610	1,659	678,951	{ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	9 級
	大 学 卒	68	52.2	700,638	2,057	698,581		
	短 大 卒	6	52.2	610,694	0	610,694		
	高 校 卒	8	55.0	590,501	0	590,501		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	技 術 部 長	33	54.7	832,269	4,047	828,222	同 上	同 上
	大 学 卒	30	54.7	859,084	4,451	854,633		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	3	55.4	563,440	0	563,440		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	42	50.8	607,425	3,809	603,616	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められ る部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	7 級、8 級	
大 学 卒	35	50.4	630,365	4,977	625,388			
短 大 卒	3	49.8	467,301	0	467,301			
高 校 卒	4	53.3	571,096	0	571,096			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	15	56.0	548,579	7	548,572	同 上	同 上	
大 学 卒	8	57.2	573,717	13	573,704			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	6	54.8	489,773	0	489,773			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 課 長	284	47.9	615,158	6,834	608,324	{ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	6 級	
大 学 卒	213	47.1	629,541	6,629	622,912			
短 大 卒	23	47.7	576,891	4,945	571,946			
高 校 卒	48	51.6	563,918	8,718	555,200			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 課 長	83	50.3	676,788	12,723	664,065	同 上	同 上	
大 学 卒	56	49.4	716,691	11,138	705,553			
短 大 卒	7	54.4	602,844	20,583	582,261			
高 校 卒	20	51.9	569,501	14,937	554,564			
中 学 卒	0	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまって		(A-B)		
			支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 (中間職(課長-係長間))	4級、5級
大学卒	72	49.5	551,451	49,946	501,505		
短大卒	41	49.1	557,444	57,535	499,909		
高校卒	17	51.1	521,329	35,033	486,296		
中学卒	14	49.0	567,269	44,729	522,540		
事務課長代理	45	50.6	537,357	39,133	498,224	同 上	同 上
大学卒	25	49.2	590,052	44,932	545,120		
短大卒	7	53.5	496,269	18,888	477,381		
高校卒	13	52.1	451,064	36,323	414,741		
中学卒	0	-	-	-	-		
事務係長	418	43.2	494,462	57,008	437,454	係の長及び係長級専門職	同 上
大学卒	249	40.7	539,527	72,091	467,436		
短大卒	59	44.7	392,332	30,120	362,212		
高校卒	110	49.0	441,566	34,676	406,890		
中学卒	0	-	-	-	-		
技術係長	72	49.1	539,085	104,808	434,277	同 上	同 上
大学卒	26	47.3	623,938	132,833	491,105		
短大卒	15	49.3	502,899	82,721	420,178		
高校卒	31	50.2	503,197	97,542	405,655		
中学卒	0	-	-	-	-		
事務主任	281	41.0	393,507	41,493	352,014	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 (中間職(係長-係員間))	2級、3級
大学卒	168	37.3	413,302	52,165	361,137		
短大卒	52	44.5	349,909	29,861	320,048		
高校卒	59	47.3	388,069	24,878	363,191		
中学卒	2	34.5	461,989	76,093	385,896		
技術主任	165	36.9	537,962	112,937	425,025	同 上	同 上
大学卒	134	36.2	536,644	116,239	420,405		
短大卒	16	39.2	584,584	95,044	489,540		
高校卒	15	42.2	490,890	96,640	394,250		
中学卒	0	-	-	-	-		
事務係員	749	38.2	363,764	36,379	327,385	32歳以上 2級 31歳以下 1級	
大学卒	468	35.3	380,832	40,563	340,269		
短大卒	127	43.5	337,295	30,342	306,953		
高校卒	153	42.5	335,041	28,799	306,242		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術係員	387	32.0	408,194	72,699	335,495	同 上	同 上
大学卒	279	29.0	413,217	74,378	338,839		
短大卒	37	38.1	384,296	70,863	313,433		
高校卒	70	40.4	401,756	67,670	334,086		
中学卒	*	*	*	*	*		

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまっ て		(A-B)			
			支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2	51.0	448,139	5,415	442,724	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	9 級
	大 学 卒	2	51.0	448,139	5,415	442,724		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	工 場 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	0	-	-	-	-		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 部 長	81	52.6	652,066	305	651,761	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	7級、8級
	大 学 卒	65	53.1	682,535	303	682,232		
	短 大 卒	7	46.9	517,582	760	516,822		
	高 校 卒	9	53.5	539,744	0	539,744		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	技 術 部 長	41	53.1	536,585	622	535,963	同 上	同 上
	大 学 卒	28	53.3	575,101	921	574,180		
	短 大 卒	3	52.8	495,888	0	495,888		
	高 校 卒	10	52.7	443,805	0	443,805		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	62	49.5	596,917	171	596,746	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められ る部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	6 級	
大 学 卒	41	48.9	632,441	46	632,395			
短 大 卒	7	49.3	492,102	1,072	491,030			
高 校 卒	14	51.4	542,041	0	542,041			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	25	52.2	543,800	317	543,483	同 上	同 上	
大 学 卒	14	52.2	560,671	566	560,105			
短 大 卒	7	51.2	530,367	0	530,367			
高 校 卒	4	54.3	506,574	0	506,574			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 課 長	150	48.3	499,388	18,223	481,165	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	4級、5級	
大 学 卒	102	47.1	518,495	12,040	506,455			
短 大 卒	23	50.0	475,410	41,138	434,272			
高 校 卒	25	51.4	446,726	19,238	427,488			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 課 長	73	48.5	505,625	12,824	492,801	同 上	同 上	
大 学 卒	37	47.8	502,278	14,811	487,467			
短 大 卒	17	51.5	535,063	19,818	515,245			
高 校 卒	19	47.0	481,490	873	480,617			
中 学 卒	0	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
			きまって		(A-B)			
			支給する	うち時間外				
		円	円	円				
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	4級、5級	
	68	46.3	443,369	21,470	421,899			
	大学卒	41	45.1	425,395	23,890			401,505
	短大卒	9	48.9	464,534	21,189			443,345
	高校卒	18	47.5	470,228	16,496			453,732
中学卒	0	-	-	-	-			
技術課長代理	53	48.3	489,249	101,009	388,240	同 上	同 上	
	大学卒	37	47.2	479,664	96,533			383,131
	短大卒	15	50.5	520,161	117,683			402,478
	高校卒	*	*	*	*			*
	中学卒	0	-	-	-			-
事務係長	253	44.3	397,345	36,362	360,983	係の長及び係長級専門職	2級、3級	
	大学卒	154	42.3	406,792	36,187			370,605
	短大卒	53	49.3	389,659	37,964			351,695
	高校卒	45	44.8	376,870	36,061			340,809
	中学卒	*	*	*	*			*
技術係長	107	43.3	421,830	74,669	347,161	同 上	同 上	
	大学卒	63	41.8	410,925	61,230			349,695
	短大卒	18	46.1	460,626	111,419			349,207
	高校卒	26	45.6	426,341	88,692			337,649
	中学卒	0	-	-	-			-
事務主任	280	38.0	349,176	34,037	315,139	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	1 級	
	大学卒	166	34.6	345,906	33,470			312,436
	短大卒	56	42.1	347,156	33,083			314,073
	高校卒	58	43.6	359,773	36,403			323,370
	中学卒	0	-	-	-			-
技術主任	109	40.7	388,311	68,758	319,553	同 上	同 上	
	大学卒	66	37.8	387,898	75,988			311,910
	短大卒	16	47.8	380,152	44,872			335,280
	高校卒	27	44.7	395,753	63,270			332,483
	中学卒	0	-	-	-			-
事務係員	658	35.9	319,559	30,526	289,033	同 上	同 上	
	大学卒	422	34.0	326,443	32,242			294,201
	短大卒	145	40.0	309,666	27,267			282,399
	高校卒	90	39.5	297,886	26,788			271,098
	中学卒	*	*	*	*			*
技術係員	422	32.6	315,743	46,324	269,419	同 上	同 上	
	大学卒	270	31.3	324,912	52,871			272,041
	短大卒	61	36.1	306,577	39,101			267,476
	高校卒	91	34.3	293,186	30,691			262,495
	中学卒	0	-	-	-			-

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまっ て 支 給 する		(A-B)			
			給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	7 級、8 級
	大 学 卒	0	-	-	-	-		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	工 場 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	0	-	-	-	-		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 部 長	9	54.1	588,778	25,556	563,222	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	6 級
	大 学 卒	7	52.4	597,173	17,143	580,030		
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 長	10	52.5	545,441	1,294	544,147	同 上	同 上	
大 学 卒	4	52.5	495,326	0	495,326			
短 大 卒	2	50.5	588,215	0	588,215			
高 校 卒	4	53.5	574,169	3,234	570,935			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	*	*	*	*	*	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められ る部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	5 級	
大 学 卒	*	*	*	*	*			
短 大 卒	0	-	-	-	-			
高 校 卒	0	-	-	-	-			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	5	53.6	488,248	0	488,248	同 上	同 上	
大 学 卒	4	55.8	474,060	0	474,060			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	0	-	-	-	-			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 課 長	7	51.0	519,093	12,857	506,236	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	4 級	
大 学 卒	4	51.0	502,827	22,500	480,327			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	2	49.0	522,373	0	522,373			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 課 長	36	48.7	455,434	24,561	430,873	同 上	同 上	
大 学 卒	12	46.6	470,352	25,708	444,644			
短 大 卒	6	49.7	440,477	16,476	424,001			
高 校 卒	17	49.5	451,181	25,007	426,174			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
			きま っ て		(A - B)				
			支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)					
事 務 係 長 代 理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	4 級		
	* * * *	* * * *	* * * *	* * * *	* * * *				
	大 学 卒	0 -	-	-	-			-	
	短 大 卒	* * * *	* * * *	* * * *	* * * *			* * * *	
	高 校 卒	0 -	-	-	-			-	
	中 学 卒	0 -	-	-	-			-	
	技 術 係 長 代 理	11 42.6	377,602	16,697	360,905			同 上	同 上
	大 学 卒	8 42.0	380,100	6,772	373,328				
	短 大 卒	3 44.3	370,940	43,163	327,777				
	高 校 卒	0 -	-	-	-				
	中 学 卒	0 -	-	-	-				
	事 務 係 長	27 45.4	370,708	18,744	351,964			係の長及び係長級専門職	2 級、3 級
大 学 卒		10 47.4	421,067	18,804	402,263				
短 大 卒		6 45.2	342,082	8,344	333,738				
高 校 卒		11 43.7	340,543	24,362	316,181				
中 学 卒		0 -	-	-	-				
技 術 係 長	39 40.4	360,745	34,265	326,480	同 上	同 上			
	大 学 卒	16 36.6	361,745	36,431			325,314		
	短 大 卒	9 42.3	378,223	31,636			346,587		
	高 校 卒	13 42.7	344,367	29,570			314,797		
	中 学 卒	* * * *	* * * *	* * * *			* * * *		
事 務 主 任	30 43.7	344,975	28,495	316,480	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	1 級			
	大 学 卒	14 37.4	351,519	21,073			330,446		
	短 大 卒	7 50.1	318,073	37,635			280,438		
	高 校 卒	9 48.7	355,719	32,933			322,786		
	中 学 卒	0 -	-	-			-		
技 術 主 任	51 33.5	334,818	26,121	308,697	同 上	同 上			
	大 学 卒	27 33.2	336,241	16,281			319,960		
	短 大 卒	6 32.7	331,142	41,433			289,709		
	高 校 卒	17 33.9	330,082	33,308			296,774		
	中 学 卒	* * * *	* * * *	* * * *			* * * *		
事 務 係 員	81 38.9	287,584	17,109	270,475	同 上	同 上			
	大 学 卒	30 35.2	297,113	15,186			281,927		
	短 大 卒	13 42.6	271,409	12,603			258,806		
	高 校 卒	38 40.4	285,595	20,169			265,426		
	中 学 卒	0 -	-	-			-		
技 術 係 員	138 34.8	336,100	36,028	300,072	同 上	同 上			
	大 学 卒	77 33.5	328,208	29,052			299,156		
	短 大 卒	24 35.6	352,824	32,669			320,155		
	高 校 卒	37 36.9	340,611	52,094			288,517		
	中 学 卒	0 -	-	-			-		

第13表 新規学卒者の採用の有無及び初任給の改定状況

学歴	新規学卒者の 採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし %
		増額 %	据置き %	減額 %	
大学卒	78.8	75.8	23.1	1.1	21.2
高校卒	38.6	86.6	13.4	0.0	61.4

(注) 初任給の改定状況の割合は、新規学卒者の採用がある事業所を100としたものである。

第14表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合	
家族手当制度がある		78.8	%
	配偶者に家族手当を支給する	65.2	%
	子に家族手当を支給する	78.8	%
家族手当制度がない		21.2	%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,435	円
	配偶者と子1人	19,203	円
	配偶者と子2人	25,328	円

(注) 1 配偶者又は子に家族手当を支給する割合は、全事業所を100としたものである。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

役職段階	一定率(額)分 %	考課査定分 %
係員	67.2	32.8
課長級	66.3	33.7
部長級(非役員)	68.2	31.8

第16表 民間における通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の 通勤手当を 支給する					在来線の 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円)以上	非課税限度額 (月15万円)未満	その他	
%	%	%	%	%	%
95.8	56.1	3.4	35.6	4.9	4.2

(注) []内は、在来線を利用する通勤者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む 通勤手当を 支給する					特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円)以上	非課税限度額 (月15万円)未満	その他	
%	%	%	%	%	%
19.4	70.1	0.0	10.9	18.9	4.6

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 []内は、新幹線又は在来線の特急を利用する通勤者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第17表 民間における寒冷地手当の支給状況

支給の有無	割合
支給する	50.9 %
支給しない	49.1 %
札幌市に所在する 事業所における 平均支給年額 (世帯主の場合)	132,410 円

3 労働経済関係資料

第18表 労働経済指標

項目 年月	① きまって支給する給与 (調査産業計)				② 所定内給与 (調査産業計)				③ 総実労働時間数 (調査産業計)	
	全 国		北 海 道		全 国		北 海 道		全 国	北 海 道
	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	(時間)	(時間)
令和5年4月	310,867	1.0	263,283	△0.7	285,120	1.2	245,018	0.2	148.3	145.5
5月	307,674	2.1	262,419	0.2	283,500	2.2	243,997	0.6	140.9	140.4
6月	309,495	1.8	267,075	1.0	285,211	1.8	249,312	1.6	149.7	148.0
7月	309,837	2.0	261,448	△0.6	285,023	2.1	243,036	△0.3	146.3	141.9
8月	307,325	1.8	263,456	0.0	283,167	2.0	244,987	0.2	139.3	139.4
9月	308,600	1.5	264,153	△0.6	284,204	1.6	245,353	△0.2	143.4	141.8
10月	311,011	1.8	266,892	0.8	285,596	2.0	246,947	1.0	146.4	142.3
11月	310,936	1.7	266,334	0.4	285,231	1.9	246,820	1.2	146.3	140.6
12月	311,167	1.7	266,796	0.5	285,807	2.1	247,451	1.1	143.3	139.4
令和6年1月	306,323	1.2	260,588	△1.0	282,679	1.5	241,421	△1.1	134.9	132.5
2月	308,062	1.9	265,478	0.2	284,199	2.2	246,833	0.3	139.7	136.8
3月	312,109	2.1	266,740	1.2	287,196	2.3	247,565	1.2	141.9	137.2
4月	316,529	2.3	267,756	1.5	291,329	2.5	249,238	1.5	147.5	143.4
資料出所	厚生労働省		北 海 道		厚生労働省		北 海 道		厚生労働省	北 海 道

(注) 1 ①、②、③、④については「毎月勤労統計調査」、⑤については「家計調査」による。

2 ①、②、⑥、⑦は令和2年基準である。

3 ①、②、③、④は事業所規模30人以上の数値である。

4 ⑤の令和6年4月における集計世帯数は、全国7,199世帯、札幌市91世帯である。

④ 所定外労働 時間数 (調査産業計)		⑤ 消費支出(名目) (2人以上の世帯)				⑥ 消費者物価指数 (総合)		⑦ 国内企業 物価指数	⑧ 有効求人 倍率 (全国・ 季節 調整値)	⑨ 完全 失業率 (全国・ 季節 調整値)
全国	北海道	全国		札幌市		全国	札幌市			
(時間)	(時間)	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	前年 同月比 (%)	前年 同月比 (%)	前年 同月比 (%)	(倍)	(%)
12.6	9.5	303,076	△0.5	362,598	30.6	3.5	3.6	5.8	1.32	2.6
11.7	9.3	286,443	△0.4	264,287	△4.7	3.2	3.5	5.1	1.32	2.6
11.9	9.1	275,545	△0.5	269,647	10.7	3.3	3.8	4.1	1.31	2.5
12.0	10.0	281,736	△1.3	271,096	3.6	3.3	3.7	3.6	1.30	2.6
11.2	9.7	293,161	1.1	291,908	17.7	3.2	4.0	3.4	1.30	2.6
12.0	10.3	282,969	0.7	260,095	△6.8	3.0	3.8	2.2	1.29	2.6
12.5	10.7	301,974	1.3	319,910	16.9	3.3	4.4	1.1	1.29	2.5
12.3	10.1	286,922	0.3	277,344	0.8	2.8	3.0	0.5	1.27	2.5
12.1	9.9	329,518	0.4	339,804	0.2	2.6	2.9	0.3	1.27	2.5
11.2	10.1	289,467	△4.0	286,154	3.4	2.2	2.7	0.3	1.27	2.4
11.7	9.4	279,868	2.8	275,729	△6.8	2.8	3.4	0.7	1.26	2.6
12.2	9.6	318,713	1.9	312,410	△6.3	2.7	3.3	0.9	1.28	2.6
12.2	9.5	313,300	3.4	313,787	△13.5	2.5	3.0	1.2	1.26	2.6
厚生 労働省	北海道	総務省						日 本 銀 行	厚 生 労 働 省	総務省

職員の給与に関する報告及び勧告（令和6年）

編集・発行 札幌市人事委員会
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL (011) 211-3147
FAX (011) 211-3148

市政等資料番号	01-U02-24-1897
関係部局保存期間	1年

